

第百九十三回国会衆議院において採択

された請願の処理経過

第百九十三回国会において、衆議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係省に送付し、関係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

## 記

内閣受理件数

処理案決定件数

第百九十三回国会

三一三件

三一三件

# 所管省庁別目次

(第百九十三回国会請願)

一、法務省	ページ
一、厚生労働省	一七

件名	主管省	請願に対する処理要領
<p>法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(第一三二四号)</p> <p>同(第一三四七号)</p> <p>同(第一三四八号)</p> <p>同(第一三四九号)</p> <p>同(第一三五〇号)</p>	<p>法務省</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>法務局、更生保護官署、地方入国管理官署及び少年院については、従来から事務及び定員配置の合理化を図るとともに、一方において増員等の措置を講じてきたところであるが、今後も法務行政に対する国民の負託に柔軟に 대응されるよう、現下の厳しい行財政事情が許す範囲内で適正な措置を講ずるよう努力してまいりたい。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p>

件名	主管省	請願に対する処理要領
法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(第一三五一号) 同(第一三五二号) 同(第一三五三号) 同(第一三五四号) 同(第一三五五号) 同(第一三五六号) 同(第一三五七号) 同(第一三五八号)	法務省 同 同 同 同 同 同 同	右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。

---

同(第一三五九号)  
同(第一三六〇号)  
同(第一三六一号)  
同(第一三六二号)  
同(第一三六三号)  
同(第一三六四号)  
同(第一三六五号)  
同(第一三六六号)  
同(第一三六七号)  
同(第一四六〇号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願(第一五四六号) 同(第二六一〇号) 同(第二六九五号) 裁判所の人的・物的充実に関する請願(第一七二五号)	法務省 同 同 同	右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 裁判所においては、裁判事務の合理化や人員配置の見直し等を図ってきたほか、裁判官及び裁判所書記官等の増員や、施設の充実に努めてきたところであり、今後、政府における総人件費改革の趣旨を踏まえつつも、裁判所の特質等を勘案し、司法に対する国民の期待に応えるべく適正な措置を講ずるよう努力がされるものと考えている。 政府としては、裁判所に本請願の趣旨を伝達

---

同(第一八〇〇号)

同(第一八〇一号)

同(第一九五六号)

同(第二〇八二号)

同(第二一八五号)

同(第二一八六号)

同(第二三二七号)

同(第二三二八号)

---

同

同

同

同

同

同

同

同

---

するとともに、今後とも、十分に協力してまいりたい。

右に同じ。

右に同じ。

右に同じ。

右に同じ。

右に同じ。

右に同じ。

右に同じ。

右に同じ。



件名	主管省	請願に対する処理要領
裁判所の人的・物的充実に関する 請願(第二三二九号) 同(第二四五六号) 同(第二五六三号) 同(第二八三六号) 同(第二九七〇号)	法務省 同 同 同 同	右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。 右に同じ。

<p>件名</p>	<p>腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第六九三号)</p>
<p>主管省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 腎疾患対策を総合的に実施するため、平成二十九年年度予算に、腎疾患に関するシンポジウム等を開催し、広く国民に対して、重症化予防等に関する情報提供を呼びかける等の正しい知識の普及啓発を行う事業、国立研究開発法人日本医療研究開発機構研究費による慢性腎臓病の早期発見、早期治療、重症化予防等を目的とする研究事業並びに都道府県等の慢性腎臓病対策に関する研修及び普及啓発事業に係る費用を計上し、これらの事業の推進を図っているところである。</p> <p>二 介護保険は、要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」という。)により要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)であると認められた介護保険の被保険者に対して、介護サービスに係る保険給付を行うものである。このため、要介護認定等により要</p>

	件名
	所主管省な
<p>四 災害時における人工透析の提供体制については、「厚生労働省防災業務計画（平成十三年二月十四日厚生労働省発総第十一号）に定めるとともに、東日本大震災においては、都道府県及び公益社団法人日本透析医会に対し、人工透析の提供体制の確保を図るよう要請した。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、公益社団法人日本透析医会災害時情報ネットワークシステムの機能強化に対する補助を行い、災害時の透析患者の受入体制の充</p>	<p>請願に対する処理要領</p> <p>介護者等と認められた腎臓病患者は、必要な介護サービスを受けることが可能である。</p> <p>三 透析患者に対する通院の支援として、要介護認定等や障害福祉サービスの支給決定を受けた透析患者は、居宅から医療機関に通院する際の介助等のサービスを受けることが可能である。</p>

---

---

実を図った。平成二十八年熊本地震においては、同ネットワークシステムを通じ、国、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医学会が連携して、人工透析の提供体制の確保に努めた。

今後、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医学会と連携して、災害時の透析患者の受入体制の整備に取り組んでまいりたい。

五 腎臓移植を含めた移植医療の推進に向け、国民への普及啓発に加え、平成二十九年予算において、ドナー家族に対し、臓器提供という選択肢を示す機会を増やすため、それに伴う臓器提供施設の実務負担の軽減を図るための経費を引き続き計上した。

また、再生医療については、平成二十九年予算において、実用化に近い臨床研究を重点的に支援する経費等を計上し、研究体制の充実を図っている。

再生医療の研究の推進に資するよう、引き

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第六九四号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第六九五号)	同	右に同じ。
同(第六九六号)	同	右に同じ。
同(第六九七号)	同	右に同じ。
同(第六九八号)	同	右に同じ。

---

同(第六九九号)  
同(第七〇〇号)  
同(第七〇一号)  
同(第七〇二号)  
同(第七〇三号)  
同(第七〇四号)  
同(第七〇五号)  
同(第七〇六号)  
同(第七〇七号)  
同(第七〇八号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第七〇九号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第七一〇号)	同	右に同じ。
同(第七一一号)	同	右に同じ。
同(第七一二号)	同	右に同じ。
同(第七一三号)	同	右に同じ。
同(第七一四号)	同	右に同じ。
同(第七一五号)	同	右に同じ。
同(第七一六号)	同	右に同じ。

---

同(第七一七号)  
同(第七一八号)  
同(第七一九号)  
同(第七二〇号)  
同(第七二一号)  
同(第七二二号)  
同(第七二三号)  
同(第七二四号)  
同(第七二五号)  
同(第七二六号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。



件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第七二七号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第七二八号)	同	右に同じ。
同(第七二九号)	同	右に同じ。
同(第七三〇号)	同	右に同じ。
同(第七三一号)	同	右に同じ。
同(第七三二号)	同	右に同じ。
同(第七三三号)	同	右に同じ。
同(第七四二号)	同	右に同じ。

---

同(第七四三号)  
同(第七四四号)  
同(第七四五号)  
同(第七四六号)  
同(第七四七号)  
同(第七四八号)  
同(第七四九号)  
同(第七五〇号)  
同(第七五一号)  
同(第七五二号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第七五三号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第七五四号)	同	右に同じ。
同(第七五五号)	同	右に同じ。
同(第七五六号)	同	右に同じ。
同(第七五七号)	同	右に同じ。
同(第七五八号)	同	右に同じ。
同(第七五九号)	同	右に同じ。
同(第七六〇号)	同	右に同じ。

---

同(第七六二号)  
同(第七六三号)  
同(第七六四号)  
同(第七六五号)  
同(第七六六号)  
同(第七六七号)  
同(第七六八号)  
同(第七六九号)  
同(第七七〇号)  
同(第七七一号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第七七二号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第七七三号)	同	右に同じ。
同(第七七四号)	同	右に同じ。
同(第七七五号)	同	右に同じ。
同(第七七六号)	同	右に同じ。
同(第七七七号)	同	右に同じ。
同(第七七八号)	同	右に同じ。
同(第七七九号)	同	右に同じ。

---

同(第七八〇号)  
同(第七八四号)  
同(第七八五号)  
同(第七八六号)  
同(第七八七号)  
同(第七八八号)  
同(第七八九号)  
同(第七九八号)  
同(第七九九号)  
同(第八〇〇号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第八〇一号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第八〇二号)	同	右に同じ。
同(第八〇三号)	同	右に同じ。
同(第八〇四号)	同	右に同じ。
同(第八〇五号)	同	右に同じ。
同(第八〇六号)	同	右に同じ。
同(第八〇七号)	同	右に同じ。
同(第八〇八号)	同	右に同じ。

---

同(第八〇九号)  
同(第八一二号)  
同(第八一三号)  
同(第八一四号)  
同(第八一五号)  
同(第八一六号)  
同(第八一七号)  
同(第八一八号)  
同(第八一九号)  
同(第八二〇号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。



件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第八三〇号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第八三一号)	同	右に同じ。
同(第八三二号)	同	右に同じ。
同(第八三三号)	同	右に同じ。
同(第八三四号)	同	右に同じ。
同(第八三五号)	同	右に同じ。
同(第八三六号)	同	右に同じ。
同(第八三七号)	同	右に同じ。

---

同(第八五四号)  
同(第八五五号)  
同(第八五六号)  
同(第八五七号)  
同(第八八九号)  
同(第八九三号)  
同(第八九四号)  
同(第八九五号)  
同(第八九六号)  
同(第八九七号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九〇二号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第九〇三号)	同	右に同じ。
同(第九〇四号)	同	右に同じ。
同(第九〇七号)	同	右に同じ。
同(第九二四号)	同	右に同じ。
同(第九二五号)	同	右に同じ。
同(第九二六号)	同	右に同じ。
同(第九二七号)	同	右に同じ。

---

同(第九三三号)  
同(第九九四号)  
同(第一〇二二号)  
同(第一〇七一号)  
同(第一〇七七号)  
同(第一〇七八号)  
同(第一〇九三号)  
同(第一〇九四号)  
同(第一一二一号)  
同(第一一四八号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一二五八号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第一二〇一号)	同	右に同じ。
同(第一二〇五号)	同	右に同じ。
同(第一二〇六号)	同	右に同じ。
同(第一五〇七号)	同	右に同じ。
同(第一九七八号)	同	右に同じ。
同(第二一一六号)	同	右に同じ。
同(第二一一七号)	同	右に同じ。

---

同(第二二一号)  
同(第二三三三三三号)  
同(第二三五四号)  
同(第二三五五号)  
同(第二四九二号)  
同(第二四九三三三号)  
同(第二六二〇号)  
同(第二六二二二二号)  
同(第二六二二三三三三号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第二六二四号)	厚生労働省	右に同じ。
同(第二七二六号)	同	右に同じ。
同(第二七二七号)	同	右に同じ。
同(第二八〇三号)	同	右に同じ。
同(第二八四八号)	同	右に同じ。
同(第二八四九号)	同	右に同じ。
同(第二九九一号)	同	右に同じ。
同(第二九九二号)	同	右に同じ。

同(第二九九三号)

難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一八二〇号)

同

同

右に同じ。

一 基本方針の実現については、平成二十七年九月に、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。)第四条第一項の規定に基づき、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針(平成二十七年厚生労働省告示第三百七十五号。以下「難病基本方針」という。)を定めており、引き続き、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保、難病の患者の療養生活の質の維持向上等を図ってまいりたい。

研究の推進については、平成二十九年年度予算において、百億円を計上しており、引き続き、厚生労働科学研究費補助金等の難治性疾患政策研究事業及び難治性疾患実用化研究事業により、診断基準及び治療法の確立を推進してまいりたい。



件名	
所主管省	
請願に対する処理要領	<p>難病法第五条に基づく指定難病の対象となる疾病の拡大については、法施行時の百十疾病から、平成二十九年四月に三百三十疾病まで拡大したところである。また、指定難病の周知については、ポスターの作成、リーフレットの配布、政府広報等を行っており、引き続き、広く国民に情報提供してまいりたい。</p> <p>二 難病法の成立により、長期にわたり療養を必要とする疾病に対する医療費助成制度が確立し、平成二十七年一月から施行されている。</p> <p>また、高額療養費制度については、負担能力に応じた負担を求める観点より、平成二十七年一月から所得区分を細分化し、所得が相対的に低い者の自己負担限度額を引き下げ等の措置を講じたところである。</p>

---

三 慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減並びに長期療養をしている児童の自立を図るため、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を平成二十七年一月から開始し、また、成人後の医療との連携を強化するため、小児から成人への移行期医療を支援するためのモデル事業を平成二十七年度から実施している。

さらに、平成二十七年十月に、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の規定に基づき、小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針（平成二十七年厚生労働省告示第四百三十一号）を策定し、小児から成人への移行期医療支援体制を構築するため、平成二十九年十月に都道府県向けの移行期医療に係るガイドを策定したところであり、今後も、慢性的な疾

件名	
所主管省な	
請願に対する処理要領	<p>病を抱える児童等の健全な育成に係る施策の一層の推進に向けて必要な施策を実施してまいりたい。</p> <p>難病及び慢性疾患等の障害のある幼児、児童及び生徒に対しては、教育基本法(平成十八年法律第二十号)及び障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の趣旨を踏まえ、特別支援学校及び特別支援学級等において一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた教育を行うなど、特別支援教育の充実に向けた取組を進めており、病院等に入院又は通院して治療を受けている児童生徒に対しては、平成二十九年度において、平等な教育機会を確保するため、関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う、入院児童生徒等への教育保障体制整備事業等を実施している。</p>

---

四 難病の医療提供体制については、難病基本方針を踏まえ、平成二十八年十月に、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会において「難病の医療提供体制の在り方について（報告書）」をとりまとめ、平成二十九年四月に「都道府県における地域の実情に応じた難病の医療提供体制の構築について」（平成二十九年四月十四日健難発〇四一四第三号厚生労働省健康局難病対策課長通知）を发出し、都道府県において地域の実情に応じた難病の医療提供体制を構築するに当たって参考とするための「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」を示している。これらを踏まえ、都道府県において、新たな難病の医療提供体制が構築されるよう取り組んでまいりたい。

医師の確保については、平成二十年度以降、医学部入学定員を増員してきており、平成二十九年度の医学部入学定員を過去最大の九千四百二十名としているほか、医師が不足

	件名
	所主管省な
<p>請願に対する処理要領</p> <p>している地域の病院に対する支援等を行っているところである。</p> <p>看護師等の確保については、これまで、離職する看護師等について都道府県ナースセンターへの届出制度を活用した再就業の支援等の対応を行っているところである。</p> <p>また、医師・看護職員等の医療従事者の需給の見通しや、その確保策、地域偏在対策等について検討するため、平成二十七年十二月より「医療従事者の需給に関する検討会」を開催し、医師偏在対策については、法律改正を視野に入れて、平成二十九年十二月に取りまとめを行ったところであり、引き続き地域医療の格差の解消に取り組んでまいりたい。</p> <p>また、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金（医療分）については、平成二十九年年度予算において、公費九百四億円を確</p>	

---

---

保している。各都道府県における医療従事者等の確保及び養成に資するため、地域の実情に応じて本基金を活用していただくこととしている。

五 難病の患者の療養生活の質の維持向上を図るため、難病患者等に対する必要な情報提供及び地域交流会等の活動に対する支援を行う難病相談支援センター事業を含む療養生活環境整備事業を難病法に位置付け、取組を推進しているところである。また、各都道府県に設置された難病相談支援センターの活動を支援するため、同センターに勤務する職員等を対象とした特定疾患医療従事者研修事業等の全国的な実施等に取り組んでいるところである。

今後も、同研修事業を行うとともに、難病相談支援センターにおける相談事例等の情報を共有するためのネットワークを活用し、都道府県と難病相談支援センターとの連携強化

件名	主管省	請願に対する処理要領
<p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一八二二号)</p> <p>同(第一八二三号)</p> <p>同(第一八二四号)</p> <p>同(第一八二五号)</p> <p>同(第一八二六号)</p> <p>同(第一八二七号)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>及び相互支援に取り組んでまいりたい。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p>

---

同(第一八二八号)  
同(第一八二九号)  
同(第一八三〇号)  
同(第一八三一号)  
同(第一八三二号)  
同(第一八三三号)  
同(第一八三四号)  
同(第一八三五号)  
同(第一八三六号)  
同(第一八三七号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。



件名	主管省	請願に対する処理要領
<p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第一八三八号)</p> <p>同(第一八三九号)</p> <p>同(第一八四〇号)</p> <p>同(第一八四一号)</p> <p>同(第一八四二号)</p> <p>同(第一八四三号)</p> <p>同(第一八四四号)</p> <p>同(第一八四五号)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p>

---

同(第一八四六号)  
同(第一八四七号)  
同(第二〇〇四号)  
同(第二〇〇五号)  
同(第二〇〇六号)  
同(第二〇〇七号)  
同(第二〇〇八号)  
同(第二〇〇九号)  
同(第二〇一〇号)  
同(第二〇一一号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
<p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第二〇一二号)</p> <p>同(第二〇一三号)</p> <p>同(第二〇一四号)</p> <p>同(第二〇一五号)</p> <p>同(第二〇一六号)</p> <p>同(第二〇一七号)</p> <p>同(第二〇一八号)</p> <p>同(第二〇一九号)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p>

---

同(第二二四一号)  
同(第二二四二号)  
同(第二二四三号)  
同(第二二四四号)  
同(第二二四五号)  
同(第二二四六号)  
同(第二二四七号)  
同(第二二四八号)  
同(第二二四九号)  
同(第二二五〇号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
<p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第二二五二号)</p> <p>同(第二二五二号)</p> <p>同(第二二五三号)</p> <p>同(第二二五四号)</p> <p>同(第二二五五号)</p> <p>同(第二二五六号)</p> <p>同(第二二三八号)</p> <p>同(第二二三九号)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p>

---

同(第二三四〇号)  
同(第二三四一号)  
同(第二三四二号)  
同(第二三四三号)  
同(第二三四四号)  
同(第二三四五号)  
同(第二三四六号)  
同(第二三四七号)  
同(第二三四八号)  
同(第二三四九号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。

件名	主管省	請願に対する処理要領
<p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第二三九九号)</p> <p>同(第二四〇〇号)</p> <p>同(第二四〇一号)</p> <p>同(第二四〇二号)</p> <p>同(第二四〇三号)</p> <p>同(第二四〇四号)</p> <p>同(第二四〇五号)</p> <p>同(第二四〇六号)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p>

---

同(第二四〇七号)  
同(第二四〇八号)  
同(第二四〇九号)  
同(第二四一〇号)  
同(第二五二三号)  
同(第二五二四号)  
同(第二五二五号)  
同(第二六五八号)  
同(第二六五九号)  
同(第二六六〇号)

---

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

---

右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。  
右に同じ。



件名	主管省	請願に対する処理要領
<p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願(第二六六一号)</p> <p>同(第二七四七号)</p> <p>同(第二七四八号)</p> <p>同(第二七四九号)</p> <p>同(第二八六三号)</p> <p>同(第二八六四号)</p> <p>同(第二八六五号)</p> <p>同(第二八六六号)</p>	<p>厚生労働省</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p> <p>右に同じ。</p>

同(第二八六七号)	同	右に同じ。
同(第二八六八号)	同	右に同じ。
同(第二九五二号)	同	右に同じ。
同(第三〇〇一号)	同	右に同じ。
同(第三〇〇二号)	同	右に同じ。
線維筋痛症に対する医科と歯科の 共同研究に関する請願(第二三四 六号)	同	厚生労働科学研究費補助金による慢性の痛み 対策研究事業において、医師・歯科医師等によ る診療科・職種横断的な痛みの診療が可能な 「痛みセンター」の構築を全国で推進しており、 線維筋痛症を含めた慢性疼痛に関する診療及び 研究を進めている。